

九重町地球温暖化対策実行計画(第5期)

(事務事業編)

令和8年3月

大分県 九重町

目次

第一章 計画の基本的事項	2
1. はじめに	2
2. 計画策定の背景.....	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
第二章 目的と温室効果ガス排出量算出の対象と範囲	5
1. 目的	5
2. 対象とする範囲.....	5
3. 対象とする温室効果ガス	5
第三章 温室効果ガス排出状況と削減目標	6
1. 温室効果ガスの排出状況	6
2. エネルギーの使用状況及び課題.....	6
3. 温室効果ガスの削減目標	8
(1) 計画期間	8
(2) 目標設定の考え方	8
(3) 温室効果ガスの削減目標.....	8
第四章 温室効果ガス抑制のための取り組み	9
1. 目標達成に向けた取り組み	9
(1) 取り組みの基本方針	9
(2) 具体的な取り組み内容.....	9
(3) 各課における取組み	10
(4) 庁舎全体における取組み.....	11
第五章 計画の推進・点検体制	12
1. 推進・点検体制.....	12
2. 各課の役割等	12
3. 進捗状況点検の方法	13
4. 結果の公表等	13

第一章 計画の基本的事項

1. はじめに

このたび、2030年度までの九重町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「九重町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、私たちの身近においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、大分県においても、第5期大分県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・大分県気候変動適応計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

九重町においては、2022年に九重町第5次総合計画を策定し、基本方針を、「気候変動への具体的対策を住民一人ひとりが考え、行動できるまちをめざし、環境に対する意識啓発に努めます」と定め、温暖化対策を進めてきました。

本計画は、1998年に、すべての地方公共団体に自らの事務や事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減の実行計画(事務事業編)の策定を義務付けた「地球温暖化対策推進法」が施行されたことに伴い、2002年3月に策定しました。それ以来、5年ごとに改正を重ね、2021年度には「九重町地球温暖化対策実行計画(第4期)」を策定し、率先して一事業所としての取り組みを推進してきました。ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

2. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来

18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲54%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

出典：環境省(2025)「地球温暖化対策計画」関連資料 1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025 年 2 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度までに 50%削減(2013 年度比)に加え、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2024 年 12 月末時点においては 1,127 地方公共団体と加速的に増加しています。

第二章 目的と温室効果ガス排出量算出の対象と範囲

1. 目的

九重町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「九重町事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、九重町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 対象とする範囲

九重町事務事業編の対象範囲は、九重町の全ての事務・事業とします。ただし、指定管理者制度により民間事業者等が管理している町有施設などについては、本計画の対象範囲外としますが、これらのものについても本計画の趣旨に沿った管理を行い、可能な限り温室効果ガス排出量の抑制に努め、地球温暖化防止に率先して取り組むものとしてします。

3. 対象とする温室効果ガス

九重町には下水処理施設や麻酔剤(笑気ガス)を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄ や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、九重町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。

また、温室効果ガス排出量の算出対象については、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第4項において、「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。」と定義されていることから、公用車のガソリン・軽油使用量及び庁舎における電力使用量とします。

第三章 温室効果ガス排出状況と削減目標

1. 温室効果ガスの排出状況

九重町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、319t-CO₂ となっています。過去からの推移を見ると、一時は九重町事務事業編(第4期)の短期目標数値(213t-CO₂)に近い水準まで減少したものの、近年は増加傾向にあります。

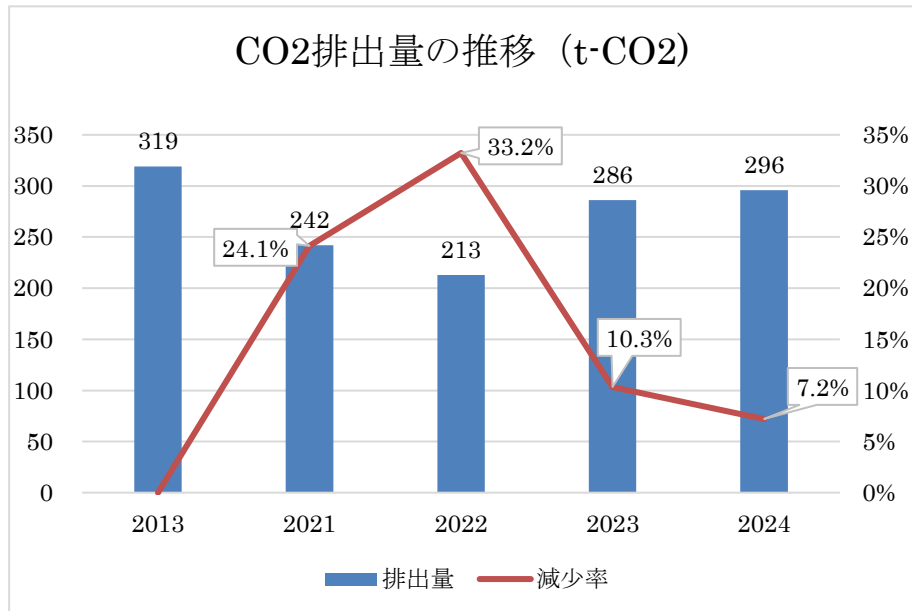


図 1 九重町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

2. エネルギーの使用状況及び課題

九重町の事務・事業に伴うエネルギーの使用状況及び課題を示します。

① 庁舎の電力使用量

空調設備の改修や無線式電力制御システムの導入、ウォームビズ・クールビズ、電灯のLED化や昼間の電気消灯等といった取り組みの結果、電力使用量は基準年度と比較し、大きく節減が進んでいます。しかし、近年の記録的な猛暑に伴い、電力使用量は増加傾向にあります。今後も、気温上昇による超過死亡や熱中症のリスク増加など健康への影響が懸念されるため、単に電力の節減に取り組むのではなく、気温上昇などの気候変動に適応していくような対策をとることが重要です。

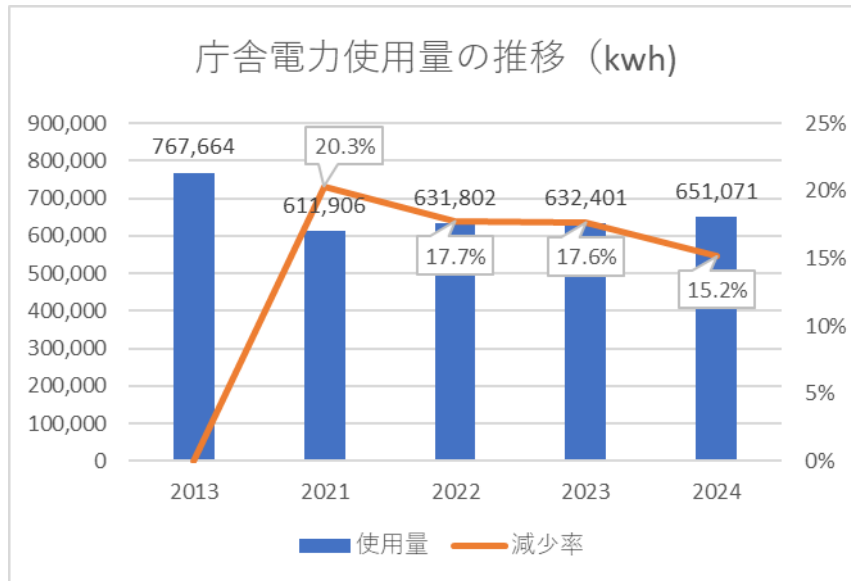


図2 庁舎電力使用量の推移

② 公用車の燃料消費量

2023年度に電動車を1台導入したことにより、ガソリン使用量が減少しました。公用車の更新に当たっては、電動車(EV・FCV・PHEV・HV)へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、オンライン会議が増加したため、公用車の利用頻度は減少傾向にあります。引き続きエコドライブの徹底や更に公用車の利用頻度を下げようとする仕事の進め方にシフトすることも必要です。

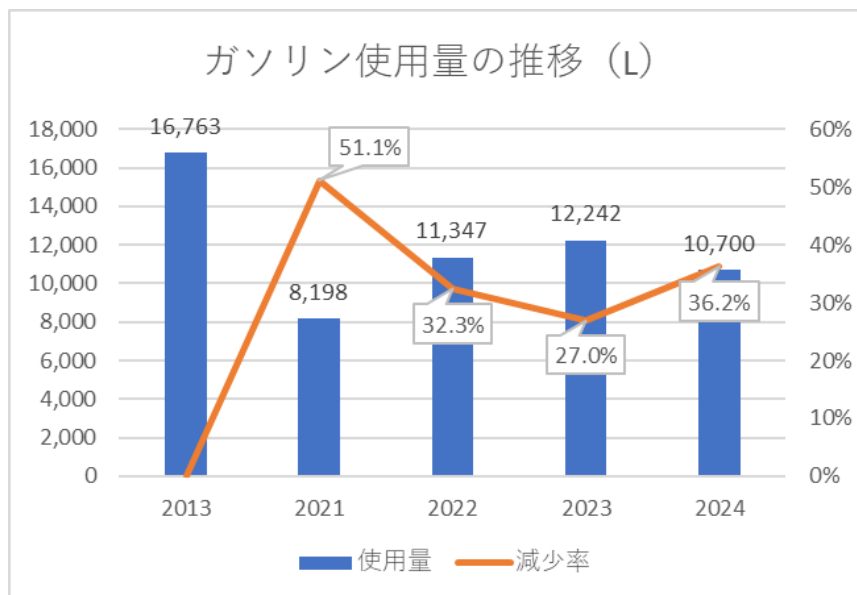


図3 ガソリン使用量の推移

3. 温室効果ガスの削減目標

(1) 計画期間

九重町事務事業編が対象とする計画期間については、2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度である2026年度から2030年度末までを計画期間とします。

項目	年度					
	2013	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準 年度	策定年度 計画開始				目標 年度
計画期間		→				

図4 計画期間のイメージ

(2) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、九重町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(3) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度(2013年度)比で51%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	319t-CO ₂	156t-CO ₂
削減率	—	51%

第四章 温室効果ガス抑制のための取り組み

1. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリン等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取り組み内容

政府実行計画では、表3に示された取組が示されています。九重町においては、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度までに設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約 50%以上 に太陽光発電設備を設置、 2040 年度までに 100%設置 を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況(生産体制・施工方法の確立等)を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB ready 相当 となることを目指す。また、2030 年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。建築物の資材製造から解体(廃棄段階も含む)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、 新規導入・更新については2022 年度以降全て電動車 とし、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに 全て電動車 とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体の LED照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
GX 製品	市場で選ばれる環境整備のため、 率先調達 に取り組む。(GX 製品:製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP(カーボンフットプリント)がより小さいもの)

(3) 各課における取組み

職員一人ひとりが地球温暖化問題に対しての意識を持ち、日頃から省エネルギーを心掛け、下記の取組みを行います。

また、各課から成る環境推進員は、課ごとの温室効果ガス排出量及び取組み状況のチェックシートを毎年3月に報告します。事務局は報告された内容をもとに評価・点検を行い、次年度以降の取組みに活かします。

《取組み状況のチェックシート》

削減項目	具体的な取組み事項	チェック
電気	・昼休みは消灯する(窓口業務は除く)	
	・会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯する	
	・時間外勤務時は必要部分のみ点灯する	
	・自然光をできるだけ取り入れ、照明の削減を図る	
	・使用していないOA機器は待機モードにする、もしくは電源を切る	
	・長時間にわたって退席する時は、使用しないOA機器の電源を切る	
	・退庁時には、主電源を切り、休日前にはプラグを抜く	
	・エレベーターの使用は必要最低限とする	
	・電気ポット等保温機能付電気製品の使用は極力控える	
電気・灯油	・冷暖房機器の周辺に遮断物を置かない等周辺整理に努める	
	・軽装(クールビズ)、厚着(ウォームビズ)を心がける	
	・ブラインド等を効果的に使用し、冷暖房効率を向上させる	
ガソリン・軽油	・相乗りを実施する	
	・駐車時アイドリングストップの徹底	
	・エコドライブの徹底(急発進、急停止を行わない)	
	・WEB 会議システムの活用	
ガス	・ガス給湯器の種火はこまめに消す	
	・給湯器の温度はこまめに調整し適正な使用を行う	
用紙	・両面印刷、コピー等の徹底	
	・会議資料等の簡素化及び電子化	
	・使用済み用紙等は裏面を内部文書に利用する	
	・封筒は可能な限り再利用に努める	
廃棄物 4Rの促進	・ごみの分別を徹底し、再資源化を推進する(リサイクル)	
	・未使用品や不要物品を必要な部署で使用する(リユース)	
	・シングルユースをやめ、物品を大切に繰り返し使用する(リユース)	
	・レジ袋など不要なものは買わない、断る(リフューズ)	
	・マイ箸・マイバッグ・マイボトル等の使用(リデュース)	

水	・節水に努める	
グリーン購入	・環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入する	
環境教育	・環境保全に関する情報の提供	

※チェック方法

5点(完全に取組んでいる:100%)、4点(積極的に取組んでいる:70%)、
3点(半分程度取組んでいる:50%)、2点(若干取組んでいる:30%)、
1点(殆ど取組めていない:10%)、0点(全く取組んでいない:0%)

(4) 庁舎全体における取組み

削減項目	具体的な取組み事項
電気	・退庁時消灯の徹底とノー残業デーを実行する ・照明機器を更新する場合は、省エネ機器への転換を図る
電気・灯油	・冷暖房は利用者に支障のない設定温度とし、こまめな管理を心がける ・春や秋は空調の使用を控える ・緑のカーテンにより冷房効率を向上させる
ガソリン・軽油	・車両の更新時は、電気自動車やハイブリッド車等を導入する ・適正な自動車台数の見直し ・公用車の定期的な点検(タイヤの空気圧等)を実施
用紙	・古紙リサイクルボックスを設置し、ミスプリントのリサイクルに努める
廃棄物	・プリンターナー、カートリッジ等はリサイクル可能な製品の購入に努める
水	・節水型機器を導入し、水圧、水量の調整に努める
グリーン購入	・環境負荷が出来るだけ小さい製品やサービスを優先して購入する
施設管理	・再生可能エネルギー等の導入に努める ・LED照明や省エネの電気機器、機械設備の導入に努める ・電気使用量等の「見える化」を推進し、施設の運用改善を図る ・電気ポット等保温機能付電気製品の使用は控える ・各課で共同利用出来る機器等の長期使用を心がける
環境教育	・環境推進員を中心とした環境教育の実施 ・環境保全に関する職員への情報提供

第五章 計画の推進・点検体制

1. 推進・点検体制

本計画が着実に実行されるためには、その推進体制の整備を図ることが必要です。そのための推進体制については下記のとおりとします。

《計画推進組織図》

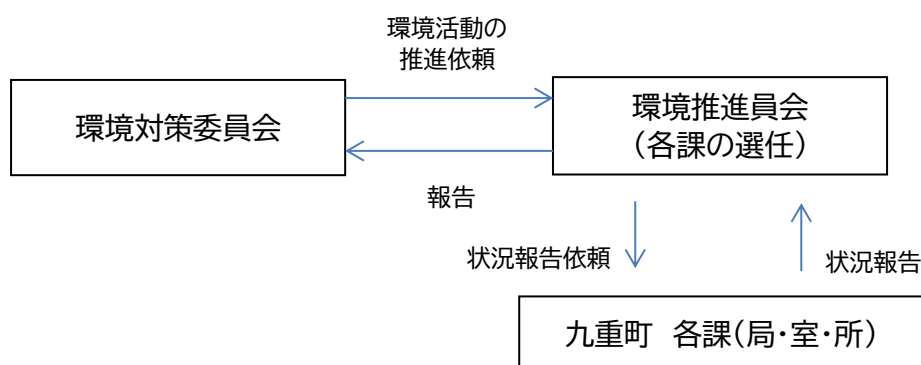


図 6 九重町事務事業編の推進体制

2. 各課の役割等

各職の役割を以下のとおりとします。

①対策委員長(町長)

ア 計画の見直しや改善等について対策委員会に指示する

イ 計画を効果的に推進するために必要な専門技術や財政的な支援を行う

②対策副委員長(副町長・教育長)

ア 対策委員長を補佐する

③対策委員(各課長(局・室・所)長)

ア 計画の見直しや改善等の基礎として、対策委員長に計画の進捗状況報告と改善のための提案を行う

イ 計画の推進等に関し必要な事務を行うとともに、これらの情報、状況、措置等を必要に応じ対策委員長に報告する

④推進事務局(住民環境課)

- ア 計画推進組織の庶務は、推進事務局において処理する
- イ 推進事務局は、住民環境課に置く

⑤環境推進員(各課の選任)

- ア 計画の推進、調査等に関し必要な業務を行う
- イ 推進員は、各課(局・室・所)から選任する

3. 進捗状況点検の方法

対策委員会において計画の進捗状況を検証し、目標達成のための効果的な推進方策等を検討します。また、結果を踏まえて必要に応じ見直しを行い、継続的な改善を図ります。

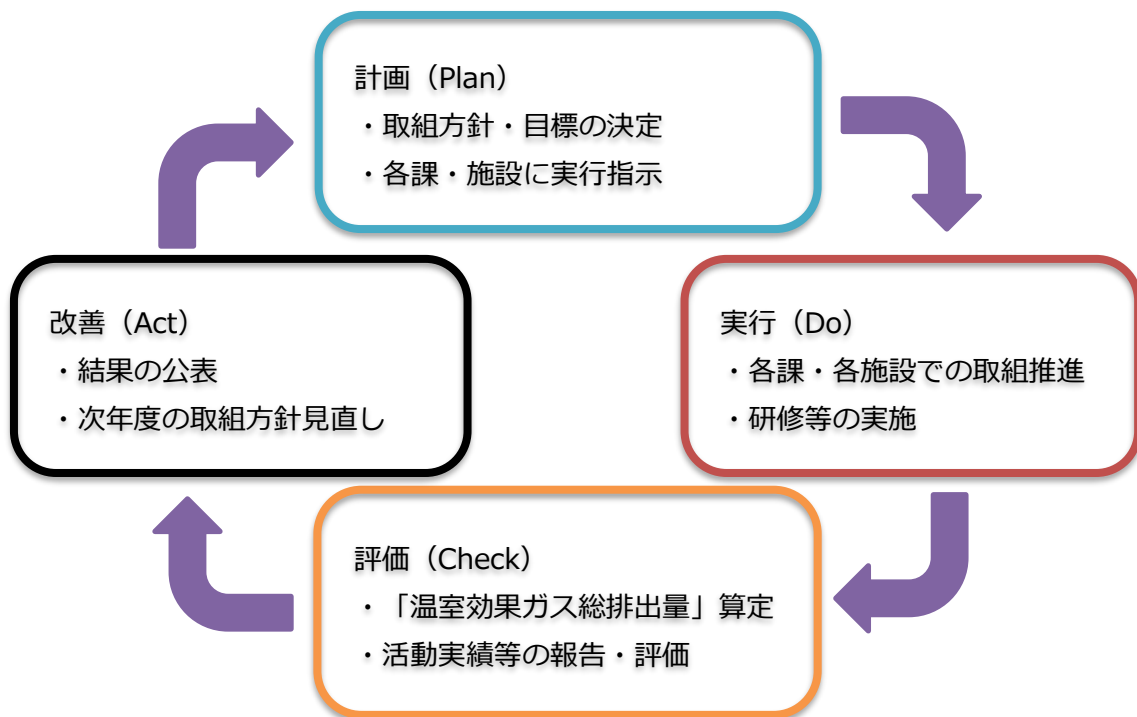


図 7 毎年の PDCA イメージ

4. 結果の公表等

計画の実施状況等は、広報またはホームページ等を活用して公表します。公表する内容は、温室効果ガスの総排出量及び計画の達成状況、また今後の取り組み事項等とします。